

令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業

コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務委託契約書（案）

業務の名称 コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務

契 約 金 額	金	円也	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円也)
期 間	自 契約締結日		
	至 令和〇年〇月〇日		
契 約 保 証 金	金	円也	

上記の委託業務について、「福島県」を甲とし、「〇〇」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を履行しなければならない。ただし、履行に必要な関連業務及び付随業務を含むものとする。

2 乙は、頭書の期間内に業務を完了しなければならない。

3 乙は、本業務を着手した際には、委託業務着手届（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を譲渡し、承継させ、又は担保にしてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合においては、再委託先の住所、氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に書面で提出しなければならない。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対して前項の業務計画書の修正を請求することができる。

(主任担当者の選任)

第6条 乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をも

って甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

（秘密保持）

第7条 乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 一 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- 二 第三者から適法に取得した事実
- 三 開示の時点ですでに保有していた事実
- 四 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（一般的損害）

第8条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合には、その負担について甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限までに業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に履行が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長すると認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息について、甲は、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。

（事故等報告）

第11条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処理を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（業務内容の変更）

第12条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びそ

のほか契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額については甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第 13 条 契約締結後において、天災地変そのほか不測の事故又は経済状況の激変により、契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手と協議の上、契約金額、履行期限そのほか契約の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(業務完了の届け出)

第 14 条 乙は、業務を完了したときは、委託業務完了届（別記第 2 号様式）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、甲が乙に対して補正を命じたときは、乙は、遅滞なく甲と協議のうえ定めた日に当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第 1 項の委託業務完了届に準じて補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日について、第 2 項の規定を準用する。

5 すべての成果品が検査に合格した場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。

6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

7 契約期間におけるすべての成果品が検査に合格した日をもって業務の終了とする。

(契約金額の支払い)

第 15 条 乙は、第 10 条第 2 項の規定による検査に合格したときは、請求書（別記第 3 号様式）により、甲に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

3 甲は、業務完了後において、乙に業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

4 甲は、第 1 項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を概算払することができる。

5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書（別記第 4 号様式）及び業務収支計画書を甲に提出するものとする。

6 乙は、前 4 項の規定により概算払を受けたときは、委託業務の完了後、遅滞なく委託料概算払精算書（別記第 5 号様式）を甲に提出しなければならない。

7 甲は、前項の委託料概算払精算書等の受理後、これに基づき委託料の額を確定し、乙にこれを通知するものとする。ただし、この精算に係る確定額と既に概算払した額の合計額が同額である場合には、甲は、この額の確定に係る通知を省略することができる。

- 8 乙は、第4項及び第5項の規定により概算払を受けた委託料の合計額が、前項の精算に係る確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに甲の指定する方法により返還しなければならない。
- 9 乙は、第4項及び第5項の規定により概算払を受けた委託料の合計額が、第6項の精算に係る確定額に満たない場合には、委託料精算払請求書（第4号様式）により、その不足額を甲に請求するものとする。
- 10 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

- 第14条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。
- 2 第1項の規定による遅延利息は、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

（契約の解除）

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。
- 一 甲の指示に従わないとき。
 - 二 乙が、この契約に定める条項に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - 三 乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
 - 四 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約履行の見込がないとき。
 - 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額（総価）又は契約解除部分相当額にその日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を含む支払を違約金として請求することができる。

（談合による損害賠償）

第 17 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 15 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当

する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62号第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外事項）

第19条 本契約に関する事項及び本契約に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

乙 住所
氏名